

別紙

スポーツ少年団活動の実施における遵守事項（令和4年9月10日から）

（活動全般）

- 団関係者に陽性者や濃厚接触者等が確認され、感染の拡大が危惧される場合は、直ちに活動を中止するとともに、再開についてはスポーツ少年団を所管する市町村教育委員会及びスポーツ振興主管課に相談した上で慎重に判断すること。
- 練習前に、検温及び聞き取り等による健康観察を徹底し、少しでも体調に異変がある場合は、練習に参加させないこと。
- 練習前後の更衣やミーティングを行う場合は、三密を避けること。
- 練習会場の広さに対する団員数から、密を回避できないと判断される場合は、学年ごとに分けるなど、活動形態・方法を工夫すること。
特に、屋内で活動する場合は、各種目の特性に応じて、近距離で大声を出す活動などの感染リスクの高い活動は、可能な限り避けること。

（食事）

- 食事をとる際は、単位団毎を原則とし、間隔を十分に確保するとともに、黙食を徹底すること。
- 練習後は、集団で飲食をしないよう、指導を徹底すること。

（移動、宿泊）

- バスや自家用車等で移動する場合は、マスク着用はもちろん、座席に余裕をもって、人数を割り当てるとともに、常時、又は定期的な換気を行うこと。
- やむを得ず宿泊する場合は、感染防止対策を徹底しているホテルや旅館を選定すること。
また、その際、個室での宿泊が望ましいが、2人以上の相部屋とせざるを得ない場合は、部屋の広さに対する人数に、十分配慮すること。

（他団等との交流）

- 交流後の健康観察は特に徹底し、参加者に異変があった場合は、関係チームで速やかに情報共有するなど、自団や団員が所属する学校、相手チームへの感染拡大防止に細心の注意を払うこと。

（県外団等との交流）

- 相手チームが所在する都道府県等のコロナ禍における活動の方針(制限等)を踏まえた上で計画すること。